（※１）遊休資産のため、賃貸収益は発生しておりません。
（※２）費用等については、損益計算書上の費用に加え、損益外減価償却額（3,989,232円）も含まれます。
（※３）その他（売却損益等）は、不要財産の国庫納付に係る売却によるものです。

Ⅷ．退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

役員は新エネルギー・産業技術総合開発機構役員退職手当規程に基づき給付しております。
職員は新エネルギー・産業技術総合開発機構職員退職手当規程に基づき給付しております。
また、年金については通産関係独立行政法人厚生年金基金に加入しております。

２．退職給付債務に関する事項（平成23年３月31日現在）

⑴	退職給付債務	14,746,665,976円
⑵	年金資産	4,536,669,471円
⑶	未認識数理計算上の差異	△　300,020,743円
⑷	退職給付引当金⑴－⑵＋⑶	9,909,975,762円
⑸	運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額※	△　8,423,479,397円
⑹	貸借対照表引当金計上額⑷＋⑸	1,486,496,365円

※運営費交付金により財源措置がなされる一般、電源、需給勘定については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

３．退職給付費用に関する事項（自平成22年４月１日～至平成23年３月31日現在）

⑴	勤務費用	358,010,628円
⑵	利息費用	214,654,298円
⑶	期待運用収益	△　83,632,838円
⑷	数理計算上の差異の費用処理額	△　2,187,844円
⑸	退職給付費用⑴＋⑵＋⑶＋⑷	486,844,244円
⑹	運営費交付金対象勘定にかかる退職給付費用	△　413,771,702円
⑺	運営費交付金対象勘定にかかる一時金及び掛金支払額	355,868,140円
⑻	損益計算書退職給付費用計上額※⑸＋⑹＋⑺	428,940,682円

※損益計算書の退職給付費用（業務費及び一般管理費）の合計となっております。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

⑴	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
⑵	割引率	1.5%
⑶	期待運用収益率	2.0%
⑷	数理計算上の差異の処理年数	９年

Ⅸ．重要な債務負担行為

債務保証	5,560,222,500円

Ⅹ．資産除去債務関係

当機構は、神奈川県その他の地域において、事務所等の不動産賃借契約に基づき、事務所等の退去時における原状回復に係る債務を有しております。また「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）に基づき、事務所等の移転も含めた検討があり得ますが、移転時期が未定であることから、当該債務に関連する賃借資産の使用時期が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

Ⅺ．不要財産に係る国庫納付等関係

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法
現金及び預金 省エネ・リサイクル支援法債務保証の資金 （一般勘定） 帳簿価額：　1,061,074,714円	省エネ・リサイクル支援法債務保証業務が終了したため。	現金納付

⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	⑸国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	⑹国庫納付等の額	⑺国庫納付等が行われた年月日	⑻減資額
—	—	1,061,074,714円	平成23年３月29日	1,061,074,714円

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法
現金及び預金 省エネ・リサイクル支援法債務保証の資金 （エネルギー需給勘定） 帳簿価額：　2,182,153,189円	省エネ・リサイクル支援法債務保証業務が終了したため。	現金納付

⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	⑸国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	⑹国庫納付等の額	⑺国庫納付等が行われた年月日	⑻減資額
—	—	2,182,153,189円	平成23年３月29日	2,182,153,189円

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法
現金及び預金 本部事務所移転に伴う敷金差額 帳簿価額：　364,437,252円	政府出資金見合いの資産として管理してきた敷金返戻金の一部について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要が無くなったと認められるため。	現金納付

⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	⑸国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	⑹国庫納付等の額	⑺国庫納付等が行われた年月日	⑻減資額
—	—	364,437,252円	平成23年３月29日	364,437,252円

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法
現金及び預金 鉱工業承継勘定の政府出資金 帳簿価額：　16,800,000,000円	平成22年12月に閣議決定された独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針における個別に講ずべき措置として、鉱工業承継勘定の出資金の国庫納付が決定されたため。	現金納付